第六十条の二第一号	第二十二条の三第一項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第三十七条の七第一項及び第三十七条の八において準用する場合を含む。）又は第二十六条の二第一項	第二十六条第一項又は第二十六条の二第一項
第六十条の二第三号	第二十六条第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）又は第二十六条の二第二項	第二十六条第二項又は第二十六条の二第二項

第九条を第十四条とし、第六条から第八条までを五条ずつ繰り下げる。

第五条中「第九条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第四条の次に次の五条を加える。

（旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る権限の委任）

第五条　改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法（以下この条において「なお効力を有する旧ガス事業法」という。）第七条、第十一条第二項、第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、同条第三項において準用するなお効力を有する旧ガス事業法第十四条第三項、第十七条第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項、第十八条、第二十条ただし書、第二十六条第二項、第二十六条の二第二項、第四十八条並びに第四十九条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。以下同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガスみなしガス小売事業者（指定旧供給区域等内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するものは、指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長が行うものとする。

2　なお効力を有する旧ガス事業法第十条第一項及び第二項の規定に基づく経済産業大臣の権限（前項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の旧一般ガスみなしガス小売事業者に関する場合及び譲受け又は合併若しくは分割により同項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者となる場合を除く。）に関するものは、指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長が行うものとする。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る旧ガス事業法の規定の適用についての技術的読替え）

第六条　改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧ガス事業法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条の六の二の見出し	第三十七条の六の二	第三十七条の七第一項において準用する第七条の見出し
供給約款等	次条第一項において準用する第十七条第一項	第三十七条の七第一項において準用する第七条第一項
供給約款	又は次条第一項において準用する第十七条第二項の規定による届出をした選択約款以外	
一般の需要	指定旧供給地点需要（改正法附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点需要をいう。）	
事業	その事業の第一項に規定する指定旧供給地点小売供給（改正法附則第二十八条下同じ。）の事業を	
三年	改正法附則第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。）第三十七条の二の許可を受けた日（改正法附則第五条の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給地点（旧ガス事業法第三十七条の五第二項第三号の供給地点をいう。以下同じ。）の増加に係るものを受けた場合にあつては、当該許可を受けた日）から三年	指定旧供給地点小売供給約款
指定旧供給地点小売供給約款	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第三十条第一項	指定旧供給地点小売供給約款
指定旧供給地点小売供給約款	以外	ただし、
指定旧供給地点小売供給	ただし、特定ガス発生設備（ガス大口供給設備であつて政令で定めるものをいう。）を設置する者であつて政令で定めるガスの供給量以上の需要を有するものにおいてガスの供給をさせたガス事業者のうち、経済産業省令で定める要件に該当するものを行う場合において、その供給の相手方と合意したときは、	